

令和4年度第1回石狩市社会福祉審議会会議録

■日時 令和5年2月16日(木) 15時30分～16時30分

■場所 石狩市役所 5階 第1委員会室

■出席者【審議会委員】

鈴木会長・白戸委員・北原委員・金子委員

【事務局】

宮野保健福祉部長・上田健康推進担当部長・田村福祉総務課長・松永スポーツ健康課長・内藤地域包括ケア課長・高井障がい福祉課長・富木福祉総務課主査・佐藤スポーツ健康課主査・大口福祉総務課主事・久保田地域福祉課長(石狩市社会福祉協議会)

■欠席者 若狭委員・松原委員・菊池委員

■傍聴者 1人

■会議次第

- 1 開 会
- 2 部長挨拶
- 3 会長選出
- 4 審 議 (諮問)
 - ・石狩市民プール条例施行規則の一部改正について
- 5 答 申
- 6 報告案件
 - ・石狩りんくるプランの進捗状況報告について
- 7 その他
- 8 閉 会

■配付資料 別添のとおり

■会議内容

1 開会

○事務局(田村課長)

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

それでは定刻となりましたので、ただいまから「令和4年度第1回石狩市社会福祉審議会」を開催いたします。

私は、本審議会の事務局を担当しております福祉総務課長の田村と申します。

会長が決まりますまで私のほうで会議を進行してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、委員改選後初めての審議会でございます。

委嘱状につきましては、本来であれば加藤市長より交付させていただくのですが、公務で不在ですので、大変恐縮でございますが、机上に配付させていただいております。

委員の任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、委員改選後初めての審議会でございますので、委員の皆様に自己紹介をお願いしたいと存じます。

それでは大変恐縮ですが、鈴木委員から順にお願いいたします。

(委員自己紹介)

○事務局（田村課長）

どうもありがとうございました。

なお、若狭委員、松原委員より本日欠席の報告を受けております。また、出席の予定でありました菊池委員から、本日ご家庭の事情により出席できないとの報告をいただいております。

それでは、私ども事務局職員の紹介をさせていただきます。

(事務局職員紹介)

改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

2 部長挨拶

○事務局（田村課長）

続きまして、会議次第2、部長挨拶でございます。

保健福祉部長の宮野よりご挨拶を申し上げます。

○宮野保健福祉部長

こんにちは。石狩市保健福祉部長の宮野です。

本日は、ご多忙の中を社会福祉審議会にご出席いただきありがとうございます。

また、本日は委員改選後初めての審議会でございます。

委員の皆さまにはご多忙の中、委員をお引き受けいただきましたことに心より感謝を申し上げます。

昨今では、時代の変化とともに、人々の不安や悩みが多様化・複合化している中で、昔ながらの地域のつながりというものが、様々な生活の領域において弱くなっていると感じております。

石狩りんくるプランにも掲げておりますけれども、何か困りごとを抱える方がいらしたときに、行政が直接手を差し伸べるだけではなく、身近にいらっしゃる地域の方が、当事者に寄り添って地域で支えあっていく「地域共生社会の実現」を目標に、市では様々な取り組みを進めているところでございます。

本日は、「石狩市民プール条例施行規則の一部改正」に関する諮問と「石狩りんくるプランの進捗状況報告」をさせていただきます。

福祉に関する市民の期待は大きいものと思っております。

委員の皆様には、それぞれのお立場で積極的にご発言をいただき、活発にご議論をいただきましたら幸いです。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 会長選出

○事務局（田村課長）

続きまして、会議次第3、会長選出でございます。

石狩市社会福祉審議会条例第5条に基づき、委員の互選により会長を選出していただきたいと思っております。

会長の選出方法でございますが、何かご意見等ございますか。

（事務局一任の声あり）

事務局一任というご発言がございましたが、事務局に一任させていただいてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、事務局案として、学識経験者の鈴木幸雄様に会長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、会長に鈴木幸雄様よろしくお申し上げます。

○事務局（田村課長）

それでは、早速で恐縮ですが、ただいま選出されました鈴木会長から一言ご挨拶をいただきたいと存じます。

また、石狩市社会福祉審議会条例第5条第3項の規定により、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するとなっておりますので、会長より職務を代理する委員のご指名をお願いしたいと存じます。

○鈴木会長

会長に選出いただきました鈴木でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

当審議会は、部長のご挨拶にもありましており、石狩市の福祉行政の推進にあたり、委員皆さんの知識や経験を踏まえ、審議していただく重要な会議となっております。

事前に事務局より資料の送付がなされおり、お目通しいただいていることと存じますが、本日は諮問案件が1件と報告案件が1件あります。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、さきほど事務局から説明がありましたが、職務代理は会長が指名するとのことで

ございますので、白戸委員にお願いしたいと存じます。

白戸委員、よろしく申し上げます。

○事務局（田村課長）

鈴木会長、どうもありがとうございました。

これより以後の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと存じますが、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

改めまして、本日の資料ですが、会議次第のほか、事前に送付しております「石狩市民プール条例施行規則の改正について」、「石狩りんくるプラン進捗状況報告」、「石狩りんくるプランの冊子」、「審議会委員名簿」のほか「石狩市社会福祉審議会条例」、「委員からの質問・意見書」の6点になります。

お手元にごございますでしょうか。不足がありましたら、事務局までお申し出ください。

最後に、事務局から報告させていただきます。

本日の審議会は、石狩市社会福祉審議会条例第6条に規定する委員の2分の1以上が出席され、会議の開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、この後の進行につきましては鈴木会長にお願いしたいと存じます。

鈴木会長よろしく申し上げます。

○鈴木会長

それでは、会議次第のとおり進めていきたいと思いますが、議事に入る前に議事録の作成方法について確認したいと思います。

本審議会は、諮問案件がある場合は「全文筆記」とし、会長及び会長が指名する署名委員2名の署名により作成、また、それ以外の場合については「要点筆記」とし、会長のみの署名をもって作成したいと思いますと思いますが、いかかでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしとのことですので、そのように作成するというので決めさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

会議次第4、諮問書の交付になります。事務局から説明願います。

○事務局（田村課長）

それでは、本日の審議案件「石狩市民プール条例施行規則の一部改正について」を本審議会に諮問させていただきます。

○官野保健福祉部長

石狩市社会福祉審議会会長 鈴木幸雄様

石狩市社会福祉審議会条例第2条に基づく諮問について、下記の通り貴審議会の意見を求めます。「諮問案件 1. 石狩市民プール条例施行規則の一部改正について」

よろしく願いいたします。

4 審議

○鈴木会長

ただいま、市長からの諮問書を受け取りました。

本日は、諮問案件の審議がごございますので、会議録署名委員の指名をさせていただきます。北原委員と金子委員のお二人にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

それでは、審議に入ります。

「石狩市民プール条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

はじめに、事務局から提出されております資料について説明をお願いいたします。

○事務局（松永課長）

保健福祉部スポーツ健康課の松永と申します。

私から石狩市民プール条例施行規則の一部改正についてご説明を申し上げます。

配布しております資料につきまして、一か所訂正をさせていただきたくこの場をお借りしお詫びとお願いを申し上げます。

資料1、1ページ目の右下(3)として下線が引かれております下から1行目、2行目「これについて相当の事由があると認める場合」となっておりますが、(1)と同様に「理由」という表現に統一させていただきたく一字訂正をお願いいたします。

それでは、改めまして私のほうからご説明を申し上げます。

今回、規則の一部改正を行う趣旨についてであります。市民の健康増進及び市民の交流の

場を提供する施設として、花川北3条2丁目に設置しております、1階に温水プール、2階に多目的ホールを有している石狩市民プールにつきまして、利用料金を還付することができる基準をより広く設けるために規則の一部改正をいたしたく、本審議会に諮問するものでございます。

具体的に申し上げますと、資料の1改正の趣旨のところの4行目以降に記載しておりますが、利用者の責に帰することのできない理由により利用不能となった時や公益上やむを得ない理由が生じ利用の承認を取り消された時について、これは例えば市民プール内の設備の故障や大規模な自然災害が発生した時に避難場所の指定を受けて休館となった場合などといったケースを想定しており、そのような場合に、指定管理者は利用料金を還付することができるとこれまで規定をしているところでございますが、その一方、特に2階の多目的ホールの利用にあたりましては、利用者の都合による利用取り下げ、いわゆるキャンセルなどの申し出があった場合の利用料金を還付する取扱いについては、これまで規定をしておりませんでした。

このようなことから、ご利用になる市民の皆様の利便性の向上を図ることを目的に、他の市内公共施設に準じた形で、資料1の改正の概要の表の右側の改正後に記載をしておりますとおり、規則第3条の(3)として「利用の承認後、利用日の5日前までに利用者から利用の取下げ又は変更の申出があり、指定管理者がこれについて相当な理由があると認める場合」を新たに付け加え、規定しようとするものでございます。

以上ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○鈴木会長

ただいま説明がありました。これより質疑に入りたいと思います。

本日欠席をされていますが、事前に菊池委員から質疑を受けておりますので、事務局より質疑の趣旨と回答をお願いしたいと思います。

○事務局（松永課長）

私から菊池委員より事前にいただいておりましたご質問とその回答について申し上げます。

ご質問の趣旨でございますが、相当の理由があると認める場合ということに関して、別途具体例などが記載された資料があるのでしょうか、それともその都度判断するというのでしょうかというご質問を受けていたところでございます。

その回答についてであります。還付の申し出があった際に利用者の都合がどういったもの

であるかについては、どのような目的で利用しようとしていたのかにもより様々なケースが考えられますので、その都度判断するというところでご理解いただきたいと存じます。

なお、具体的にこういったケースが考えられるのかということでございますが、例えば2階多目的ホールを会場にした講演会を開催するために利用を申し込んでいたところ、講師として呼び寄っていた方が10日前に病気で入院されたために開催できなくなったといったようなケースが考えられるかと思えます。

所管といたしましては、市民プールの施設を効率よく、なるべく多くの方に利用していただくようにするために、利用の申し込みと利用料金を納めていただく一連の手続きの中で、5日前までに連絡があつて真にやむを得ない合理的な理由があると判断できる場合に還付することができるようにするというものでございますので、今後このような判断のもとで取り扱ってまいりますと存じます。私から以上です。

○鈴木会長

そのほかの委員の方で、質疑等がございましたらお願いしたいと思えます。

他にご質問等がなければ「石狩市民プール条例施行規則の一部改正について」の説明と質疑を終わります。

ただいまのご意見などを踏まえまして、答申書（案）を作成してまいりますので、5分ほど休憩をとりたいと思えます。

(休 憩)

5 答申

○鈴木会長

会議を再開します。

事務局より答申書（案）を委員の皆様へ配布いたしますので、内容をご確認願います。

○鈴木会長

答申書（案）について、修正等はございますでしょうか。

(なしの声あり)

答申書につきましては、お示しした内容により、答申することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○鈴木会長

ご異議なしとのことですので、後日、市長へ答申書を渡したいと思います。

「石狩市民プール条例施行規則の一部改正について」の審議は以上で終了します。

暫時休憩します。

6 報告案件

○鈴木会長

会議を再開いたします。

次に会議次第7、報告案件であります、石狩りんくるプランの進捗状況報告についてを議題といたします。

事務局から提出されております資料について説明をお願いいたします。

○事務局（富木主査）

私から、石狩りんくるプランの進捗状況について報告いたします。

本計画は、市と社会福祉協議会が協働により地域福祉を推進することを目的に、市が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」を一体とした計画として策定しており、計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年としております。

配布しております「資料2」は、本年度の令和4年度が計画期間の中間の年になりますことから、計画で定めた基本目標1から基本目標4の主な取組みの内容、また、本計画に包含しています石狩市成年後見制度利用促進基本計画で定めた主な取組みの内容について、令和2年度及び令和3年度の進捗状況や実施状況、今後の方向性などについて取りまとめた資料となっています。

資料2の表紙をめくってください。

こちらは、今回取りまとめた進捗状況一覧表の見方を説明したものになりますが、その見方に

ついて簡単に説明させていただきます。

表の左から「施策の方向」、「主な取組み」、「主な事業内容・成果」とあります。これは計画書に記載されている内容となっており、「主な事業内容・成果」の下に令和2年度及び令和3年度の実績をそれぞれ記載しています。

主な取組みの2つ目に緑色の網掛けをしています。本計画では重点的な取組みとして「重点1：地域包括ケアシステムの推進」、「重点2：生活困窮者に対する自立支援施策の推進」、「重点3：ひきこもりに対する包括的な支援」の3つを位置付けており、この3つの重点施策に該当するそれぞれの取組みを緑色で網掛けをしています。

このページの主な取組みにあります「通いの場の設置と継続支援」に緑色の網掛けで【重点1】と明記していますが、この取組みは重点的な取組み1の地域包括ケアシステムの推進のために必要なものとして計画に位置付けているということになります。

次に、表の中央にあります「進捗状況」は、取組みの結果を表の上段の赤い点線で囲ってありますが「計画どおり実施」は◎、「期間内に実施予定」は△など記号で表記しています。

「実施状況等」については、令和2年度及び3年度に実施した内容等についての記載、「今後の方向性」は、残りの計画期間における取組みの方向性を継続や拡充など、該当する箇所を黒で塗りつぶしています。

最後に「目標や指標」の欄ですが、取組む内容の中には指標を設定することがないものもありますことから、指標のないもので取組みを継続するもの場合は横向きの矢印、指標を設定しているものについては、指標に対する目標を横向きや斜め上の矢印で表記しています。

全84事業のうち、計画通り実施しているものは59事業で約70%、現状より増加や向上を目指す、斜め上の矢印になりますが、13事業となっています。

資料の14ページをご覧ください。

下から2つ目の生活困窮者就労準備支援事業については、指標を設定しておりませんが、目標としては上向きとしています。本事業は、就労にblankのある方への支援を行う事業で、実績としては支援件数が増加しています。必要な方に適切な支援をすることが事業の主旨であるため、支援件数が指標にはなりません。今回、目標を上向きとしていますのは、無料職業紹介所の活用や就労体験ができる受入事業所の新規開拓などにより、支援内容の充実を図る観点から上向きとしているところでございます。

資料の3ページにお戻りください。

表の一番上の主な取組みに「民生委員児童委員における一斉情報配信システム導入」とあり

ます。こちらについては、令和2年度に事業が完了したことから目標値のところは「事業完了」と表記しています。

同様に8ページの表の一番下「子どもの居場所づくりの推進」、14ページの無料職業紹介所の開設準備」についても事業が完了しております。

資料の17ページ、18ページをご覧ください。

こちらの資料は、事業の完了や計画策定時からの情勢の変化などにより計画書の内容を一部変更する内容となっています。左側が現在の計画書に記載の内容、右側の青字でお示ししている内容が変更する内容となっています。

17ページ上段の主な取組みにある「民生委員児童委員における一斉情報配信システム導入」については、システムの導入が終了しましたので、主な取組みの内容を今後の運用等に関する記述に変更しています。

中段の福祉避難所の整備ですが、令和4年10月にオープンした樽川地区の「ふれあいの杜子ども館」を福祉避難所に追加したことから内容に文言を追加しています。

表の一番下、「子ども居場所づくりの推進」では、「ふれあいの杜子ども館」がオープンしたことから、内容を施設整備から市全体の子ども居場所の提供に変更しています。

18ページをご覧ください。

上段「無料職業紹介所の開設準備」ですが、令和3年9月に無料職業紹介所を開設しましたので、主な取組みを開設準備から機能向上とし、内容を今後の運用についての記述に変更しております。

最後に、石狩市成年後見センター体制図については、令和4年4月に石狩市成年後見センターを中核機関と位置付けたことから、変更後の図に黄色のマーカーで「中核機関」を追加しております。

以上で資料の説明を終わります。

○事務局（田村課長）

只今、担当主査より資料の説明をさせていただきましたが、計画策定をしました令和2年には予想もしていませんでした新型コロナウイルス感染症の影響によりまして計画していた事業の中止、代替事業の実施を余儀なくされたほか、国の政策による非課税世帯の給付金や生活困窮者の自立支援金、社会福祉協議会の特例貸付事業など、新型コロナウイルスに関連した事業が数多く実施された3年間となっております。

本日、社会福祉協議会の職員にも同席いただいておりますが、コロナ禍におきまして、市も社会福祉協議会も試行錯誤や手法を模索しながら地域福祉の維持・向上に努めて参りました。

本日は、りんくるプランの進捗状況ということで、これまでの実施内容や今後の方向性などについて報告をさせていただいております。

本計画の期間も残り約2年となりました。地域福祉を進めていくためにご意見等を頂戴できればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木会長

ありがとうございました。

事前に白戸委員からご質問等を受けておりますので、改めてその趣旨を発言していただき事務局からご回答いただきたいと思っております。

○白戸委員

成年後見制度利用促進基本計画についてお尋ねしたい事が3点ございました。

計画の中では、日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携とございますか、ここは強く主張されていて大賛成でございます。

計画推進において、これまでの自立支援事業から成年後見制度の利用につながっていった実績をお知らせいただきたいことと、日常生活自立支援事業というのは既存の保健福祉医療サービスの利用ということではなく、地域の見守りの中で支援が必要な方、社会的孤立などに効果を発揮する事業でございますので、これからこの自立支援事業を利用される方を地域の中でどのように対象を把握していくかの取組みについてお知らせいただきたいと思っております。

石狩のとても広い地域をカバーして行政の展開をされておりますが、厚田・浜益地域はとても遠隔でございますので、厚田・浜益地域の生活相談の体制をどのように配慮されているのかお知らせいただきたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木会長

ありがとうございました。

白戸委員より3点ご質問ございました。

事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（内藤課長）

地域包括ケア課の内藤と申します。

白戸委員のご質問に私からお答え申し上げます。

日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行についてのご質問でございますが、同等サービスであります生活安心サポート事業も含めてご報告させていただきます。

令和2年度実績では、2名の方が成年後見制度に移行し、類型は後見が2名となっております。令和3年度は1名、類型は後見。令和4年度は今年1月末実績で3名、類型は後見、保佐、補助が各1名ずつとなっております。

ご参考までに各年度の日常生自立支援事業・生活安心サポート事業の利用者数は月によって若干の増減がございますけれども、令和2年度末日実績が32名、令和3年度末日が33名、令和4年度は令和5年1月末実績で35名となっております。

次に、日常生活自立支援事業の利用者の状況ですが、これも先程と同様に生活安心サポート事業の利用者も含めてございます。

令和5年1月末実績では対象者35名のうち高齢者が21名で60%、知的障がい者、精神障がい者が各7名で20%となっております。

令和2年度、令和3年度と比較していきますと、知的障がい者が若干増加しておりますが、その他につきましては横ばいの利用の状況になっております。

担当者の感覚といたしましては、年々知的障がい者や精神障がい者の相談割合が増加しているとお聞きしているところです。

対象者の把握につきましてですが、地域の中で我々も様々なネットワーク等持っております。民生委員、地域包括支援センター、障がい相談機関などのネットワークを多々持っております。そのようなネットワークの網をより密にしていくことによって、地域の方々にこのサービスが届けられるようにシステムを作っていくと考えております。

最後に、厚田・浜益地域の相談体制についてでございますが、各支所に社会福祉士を配置しております。そこで相談対応をしていることに加えまして、厚田区・浜益区在住で市の市民後見人養成講座を受講し社協に登録した後見支援員も対応している状況でございます。

私からは以上です。

○鈴木会長

ありがとうございました。

回答ありましたけれども白戸委員いかがでしたか。

○白戸委員

成年後見人制度の移行の中で関心を持ちましたのは、令和4年度の3名の実績のところでは保佐と補助のタイプが出てきました。

後見タイプがほとんど傾向としては多かったのですが、保佐タイプと補助タイプを繋げていったということでは何か具体的な意図があったのかどうか。というのは、保佐、補助タイプは意思能力の程度に応じて後見とは違っていて支援の程度というものが少し絞りがちですね、ですから補助タイプ・保佐タイプを利用しながら状況に応じて後見に繋げていくというような流れが定着すれば、よりきめ細かな支援ができるのではないかと、言うことが全国的に言われておりましたので、市としてはどのような判断でこのタイプを選択していったかということをお知らせいただきたいと思っております。

○事務局（久保田課長）

今のタイプでございますが、本人の判断能力の状況に応じて最適なものを受任調整の申請を家裁に申し立てする際の受任調整等の会議において、判断能力に応じて最適なタイプを判断し申し立てをされているところであります。

白戸委員のご指摘のとおり、すべて後見タイプということではなく残存的に判断能力が残っている方に関しては、その能力をフルに活用して地域での生活をしていただくようにと考えております。以上でございます。

○白戸委員

ありがとうございました。

日常生活自立支援事業の全国的な統計を見ても、残念ながら成年後見制度の移行に関しては7割が後見タイプでございます。ですから意思能力の程度に合わせて支援を緻密化していくという観点から申しますと、石狩のこのような成年後見制度への繋ぎ方というのはとても好ましい傾向だと思っております。以上です。

○鈴木会長

ありがとうございました。

本日欠席をされておりますが、菊池委員、松原委員から質問等が提出されていますので事務局より質疑の趣旨と回答をお願いします。

○事務局（久保田課長）

菊池委員からの質問についてご回答したいと思います。

最初の質問で、ふれあい広場石狩に関し、公民館解体により調理ができなくなった為、内容の見直しを検討しているが具体的には案があるのか、それとも今後検討するというものなのか、調理をするとしたら可能な場所はあるのかというご質問でございます。

こちらに関して私からご回答いたします。

ご指摘のとおり、調理場所となっております公民館の解体がなされております。

また、ふれあいの広場の中心会場であるりんくるはワクチンの集団接種会場となっております、新年度以降についても現在のところどうなるかは未確定な状況でございます。

これらの状況において現在事務局では、開催の可否や時期も含め具体的な原案を検討してございますが、現在のところ調理をする場所をお示しできる内容までには至ってございません。

開催可能と判断したのであれば、創意と工夫をし、原案を作成した後、約60名の福祉団体、関係団体で結成される実行委員の皆様と、昭和61年度から変わることがない目的を達成できるイベントとなるよう具体化を図って参りたいと思っております。

次に、社会福祉法人のネットワーク化に関し、今後具体的にどのように進めていくのか、具体的に何を行っていくのかという質問でございますが、社会福祉法人ではあっても法人によってはその対象は高齢者、障がい者、子どもなど、その分野は多岐にわたってございます。

当初は各分野の法人が抱える共通の課題等について意見交換、情報共有を行い、各法人間の関係を深める、いわゆる顔の見える関係性を構築できればと考えてございます。

この関係性を構築した上で、社会福祉法第24条第2項により責務規定されております地域における公益的な取り組みについて着手出来ればと考えてございます。

私からは以上でございます。

○事務局（田村課長）

菊池委員の基本目標1の「ふれあいの場づくり」の2つ目、民生委員、児童委員に関する石狩市の現状についてご質問いただいております。

新聞報道等でも言われておりましたとおり、全国的にも民生委員のなり手がいないということで、全国規模では約1万人不足しているという報道もございましたが、任期の方が3年ごとになっておりまして、昨年12月1日に一斉改選をしております。

石狩市は、定員132名に対しまして現在124名が決まっておりますので8名が欠員の状況となっております。

高齢化などでなり手がなかなかいらないというのは菊池委員からのご意見のとおりでございますけれども、石狩市は管内でも決まっていない人数が少ない状況にあります。

ただ、民生委員がいないことにより地域の方にご迷惑をお掛けする事になりますので、町内会と連携をしながら欠員をなるべく早いうちに補充できるように進めております。

基本目標2の福祉避難所の整備に関してご意見を頂戴しております。

福祉避難所というのは一般の避難所と違しまして、災害時に一般の避難所で対応が難しい方の受け入れをするための施設として開設をするものでございます。

現在、市に4箇所福祉避難所を設置しており、また、市内の福祉事業所7つの法人、事業所数としては9つとなっておりますけれども、そちらと災害時の要援護者の受け入れについて協定を結んでおります。

物資については、災害時に協定を結んでおります施設に何名の方をお願いするかどうか決まっておりませんので、市で準備しております物資をその都度お願いしている施設にお配りをして対応していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○宮野保健福祉部長

私からは基本目標3「福祉の理解と人材の育成」についてご意見をいただいております。

福祉医療界において人材確保は全国的に深刻な問題になっています。子どもが福祉に進みたいと言っても福祉は大変だからやめなさいと言う保護者もいるという中で、福祉の仕事の魅力というものを伝える取組みとして、例えば、福祉事業所の教育委員会と協力しながら出前事業を積極的に進めていく等考えられるというご意見をいただいております。

これに対して市の考えでございますけれども、少子高齢化で人材確保が大きな社会問題になっていると考えます。各業界で少ない人材の確保競争のような状況が生まれている中で、福祉に関する仕事が大変だというようなネガティブなイメージを持たれてしまっているという一面もあると認識をしております。

世間一般の認識と実情との乖離を解消してポジティブなイメージを伝えていくために、官民共に福祉の関わりの魅力というものを発信していく事がとても大切だと考えているところです。

りんくるプランの具体事例では、市内小中学生を対象とした出前講座の派遣やワークキャンプ事業等がございます。これまでコロナ禍の状況で思うように実施ができてきていない面がありますけれども、今後もこのような事業を継続して実施をして、内容の充実を図っていく必要があると考えているところです。

次に基本目標4「自立を支える体制の推進」の中で、引きこもり支援に関してのご質問になっており、引きこもりの実数把握はしていますかという内容でございます。

重点施策として取り組んでいるように、引きこもりの問題は大変重要であると考えております。平成24年からNPO法人に引きこもりサポートセンターとして市が業務を委託し、引きこもりの支援を実施しています。

引きこもり支援の業務委託をしている法人からの報告では、1月末の相談件数が98件になっています。引きこもりサポートセンターで現在支援を行っている方は43名となっておりますけれども、潜在的にまだ引きこもりの方はいらっしゃる状況があると考えられますので、実数把握については困難な面がございます。

地域包括支援センターなどの他の機関と連携いたしまして、支援につながるよう情報共有しながら進めているところです。

不登校児の受け入れは現在市内に2箇所あり、市や学校、教育委員会と連携してその対応に努めているところでございます。

回答は以上でございます。

○鈴木会長

ありがとうございました。

松原委員のご回答についてお願いします。

○事務局（久保田課長）

松原委員からご質問いただいておりますので、基本目標4「自立を支える体制の推進」の3点の質問について私のほうからご回答申し上げます。

1点目の、生活困窮者の背景についてコロナ禍の影響があるのか、病気や障害等によるものなのかという質問でございます。

これはコロナ禍の影響が大でございます。

社会福祉協議会では、生活福祉金というお金の貸付を行っております。平成29年度8件、平成30年度7件の実績でございましたが、コロナ禍になり特例貸付を行ったところ、令和元年の3月27日から始まったのですが、元年の終わりから令和2年・3年・4年の9月まで行ったところ、年間8件、7件の貸付だったものが合計で1,504件、貸付額にいたしまして6億805万4千円という高額な金額の貸付になっております。

このことから、新型コロナウイルス感染症の影響が非常に大きかったものと考えてございます。

2点目の質問、生活困窮者自立相談支援事業が行われており、相談数、プラン作成数が増加しており成果が見られておりますが、実施内容には自立に向けた各周知、支援、助言を実施したとありますが、具体的な内容として主にどのようなことがあるのかと、具体的にどのような支援に結びついているのかというご質問でございます。

具体的な支援といたしましては、大きく二つございます。

一つは家計改善支援、ファイナンシャルプランナーの資格を持った家計改善支援員が収支バランスの崩れている世帯等に対して、家計表やキャッシュフロー等を活用し具体的な家計改善支援を行って提案しております。

もう一つの支援は、就労準備支援でございます。

収入減少世帯や離職された方に対して、異業種の転職も視野に入れた助言や職業体験、現場見学の機会を提供しております。

また、先ほど計画の中にもございましたが、無料職業紹介所の開設をしておりますので、この就労準備支援から実際の就労までシームレスに支援を行っているということでございます。

3点目の質問でございます。生活困窮者就労準備支援事業について、就労や社会参加に必要な基本的な生活習慣やコミュニケーション能力の習得、就労体験により就労意欲の喚起を図る支援をしますとありますが、支援を行う事業所の数やその所在として管内にいくつくらいあるのか、また、場所は地域によって無いのかというご質問でございますが、障がい分野まで含めると市内には多くの就労支援事業所が存在しますが、生活困窮者就労準備支援ということになりますと市内には1箇所でございます。

なお、就労準備支援事業の実施については市町村の任意となっており、管内で実施しているのが札幌市、江別市、千歳市、北広島市、石狩市でございます。未実施は、恵庭市となっております。

私からは以上です。

○宮野保健福祉部長

松原委員の最後のご質問、引きこもりへの支援に関するご質問をいただいております。2点あると思います。要旨のみ述べさせていただきます。

石狩市において引きこもりの対象者の実人数について教えてください。更に、年代ごとの人数が分かれば教えていただきたい。8050問題の対象への支援はどれくらいされていますかということです。

菊池委員のご質問と少し重複する点がありますが、石狩市における引きこもり対象者の実人数、これは1月末時点の相談件数という事で申し上げますが98件ございます。人数といたしましては43名になります。

この43名の年代別の内訳でございますが、小中学生が8名、15歳から19歳の方が5名、20代の方が12名、30代の方が8名、40歳代の方が6名、50歳代の方が3名、60歳代の方が1名という内訳になっております。

引きこもりサポートセンターの相談受け入れ態勢についてですが、平成24年から実施し39歳未満までを対象としていたところですが、令和2年度から64歳までに対象を拡大しております。

8050問題に当てはまる方の支援はこの43名中4名となっている状況です。

私からは以上です。

○鈴木会長

ありがとうございました。

ただいま菊池委員、松原委員からのご質問に答えていただきました。

この他の委員の方で確認等がございましたらお願いしたいと思います。

よろしいですか。

他にご質問等がない様であります。事務局からの説明にありました事業完了や状況の変化により計画書の一部を変更するという事ではありますが、このことについてご意見等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

ないということで確認いたします。

計画書を一部変更する事について、事務局から示された資料のとおりとすることよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、そのように変更をしていただき、残りの2年間について他の事業等も含め計画を進めていただきたいと思います。

7 その他

○鈴木会長

以上で本日の議事について終了いたしました。

その他事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（田村課長）

特にありません。

8 閉 会

○鈴木会長

それではこれにて令和4年度第1回石狩市社会福祉審議会を閉会いたします。

皆様ありがとうございました。

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5 年 3 月 9 日

会 長 鈴木 幸 雄 _____

署名委員 北 原 益二郎 _____

署名委員 金 子 正 司 _____